

医療保険みなし訪問看護

重要事項説明書 契約書

令和6年6月1日から適用

医療法人秀麗会

やまお訪問看護ステーション



“いのちをつなげる”

“いのち”を大事にするってどういうこと！？

1日でも長く生きること

でもそれだけじゃない

自分らしく輝きつつけること

支えがあること

あなたとあなたの大事な人たちが穏やかでいられるように

そして・・・いつまでも途切れず、つながり続けるために

訪問看護や教育活動、デグニティセラピーを通して

“いのち”を大事にし続けます

理念

「支え」「尊厳」「イノベーション」

- 1、 私たちは、互いに支えあえる職場環境を目指します。
また、ご利用者様とその家族の支えを強める関わりを持つことを約束します
- 2、 私たちは、個性やその人らしさを大事にし、尊厳ある暮らしを守ります
- 3、 私たちは、現状に満足することなく常に向上心を持って改善に取り組めます。ご利用者様を取り巻く社会環境から、地域社会まで貢献できるよう努力いたします

この重要事項説明書は、あなた（またはあなたの家族）が利用しようとしている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をまとめたものです。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なくお申し出ください。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人秀麗会
主たる事務所の所在地	〒446-0853 西尾市桜木町5丁目14番地
代表者（職名・氏名）	理事長・院長 山尾 令
設立年月日	平成17年3月7日
電話番号	0563-56-8511

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	やまお訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護事業	
事業所の所在地	〒445-0072 西尾市徳次町明大寺1 4 4 番地 5	
電話番号	0563-65-2209	
指定年月日・事業所番号	平成31年4月1日指定	2363290137
管理者の氏名	中嶋 順子	
通常の事業の実施地域	西尾市全域（一色町佐久島を除く）、碧南市全域、 安城市・岡崎市・額田郡幸田町の一部地域 安城市…藤井町、根崎町、野寺町、城ヶ崎町、寺領町、東端町 和泉町、小川町、桜井町 岡崎市…中島町、中島西町、中島中町、中島東町 幸田町…野場、長野、桐山、六栗、上六栗、菱池、逆川、相見	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	（医療を必要とする）ご利用者に対し、主治医の指示の下、必要な医療を提供
-------	-------------------------------------

	します。また、アドバンスケアプランニングを実施し、個の尊厳を維持しながら医療と生活の両立への支援を致します。
運営の方針	事業者は、ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、医療保険法、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、ご利用者にとっての最善の医療やケアが提供されるように、直接的あるいは間接的な援助をさせていただきます。倫理的配慮をしつつご本人が希望する療養場所での生活が継続できるように支援します。

4. 提供するサービスの内容

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活への支援
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥エンドオブライフ・ケア や症状緩和ケア
- ⑦認知症の周辺症状への対応や生活へのアドバイス
- ⑧糖尿病による合併症発症や進行の予防、患者の療養生活への支援
- ⑨療養生活や介護方法の助言
- ⑩カテーテル等の管理
- ⑪その他医師の指示による医療処置（点滴、床ずれ処置、人工肛門や人工膀胱の管理、服薬管理、在宅酸素、腹膜灌流、人工呼吸器、疼痛管理、栄養管理など）

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、お盆（8/13～15）と年末年始（12/31～1/3）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、ご利用者の希望や状況に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤換算6人以上配置 (内管理者1名兼務)	理学療法士	病院業務と兼務のため 適宜増減や入れ替えあり 各1名以上配置する
准看護師		作業療法士	
保健師		言語聴覚士	
事務員	常勤 0人、非常勤 1人		

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交替を希望する場合は、その理由をお伺いした上で必要性があると判断した場合は対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	責任者 中嶋 順子
----------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙ご利用料一覧をご覧ください。
医療保険証や公費の届け出をされている方は証書のご提示をお願いいたします。

*当ステーションは、ご利用者やご家族などからの電話などにより看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあります。相談に応じ、必要に応じて訪問看護の提供を希望される場合には、スタッフの体制を整えるために加算の算定をお願いしております。

なお、医師の指示により緊急訪問した場合は緊急訪問看護加算（2650円/日）と基本療養費、管理療養費の算定をさせていただきます。ご了承ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、指示を求める等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合（器物の破損、転倒転落、誤飲や誤薬など）は、速やかにご利用者のご家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 災害時・警報発令時の対応

当ステーションは、災害や警報発令時には職員の安全確保のため訪問を控えさせていただく場合がございます。その場合、料金は発生いたしません。安全確認が済み次第対応をさせていただきます。何卒ご理解ください。また、安否確認のため連絡をする場合がございます。お手数ですが、ご自身やご家族の協力での避難が可能か、避難される場合の避難場所を教えてください。

12. 虐待・身体拘束やハラスメントの防止

当ステーションは、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。（苦情相談窓口は15で記載）

また、サービス時間内にご利用者に対しての身体拘束を原則禁止させていただきます。身体拘束とは、ただ単に物理的に行動を抑制する事だけでなく、言葉や薬剤による抑制も含まれます。

サービス利用契約中に、ご利用者やご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）。ただし疾患の影響によると考えられ、一時的な症状と判断した場合には複数名訪問で対応する場合がございます。その場合主治医の指示に基づき実施させていただきます。

13. 個人情報保護

当ステーションが保有するご利用者などの個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法規及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。ただし、高齢者虐待防止に基づく通報はこの限りではありません。

以上を踏まえたうえで、ご利用者とそのご家族の個人情報を次の利用目的の必要最低限の範囲内で収集または使用、提供させていただきたいと存じます。（研究発表への協力などへの同意が出来ず、一部修正しての同意の場合は、この重要事項説明書を二重線で訂正後、説明者の訂正印を押印すること）

(1) 利用期間

契約締結時から契約終了まで（契約終了後も必要に応じて）

(2) 利用目的

- 1 介護保険における要介護認定または要支援認定の申請及び更新、変更
- 2 ご利用者に関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- 3 医療、保健、福祉の各団体及び事業者との連絡調整
- 4 ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- 5 ご利用者の利用する事業所内のカンファレンス
- 6 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- 7 その他サービス提供で必要な場合
- 8 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

(3) 利用方法

- 1 個人情報の提供は必要最低限とする
- 2 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する

(4) 個人が特定されない状況での情報の取り扱いについて

学会や症例発表会、学生指導などでの取り扱い（個人が特定されないよう配慮する）

（ 症例のみ使用可 ・ 写真や動画も含め使用可 ・ 使用不可 ）

(5) 看護学生の実習について

以下のような配慮をし、看護学生の学びの支援を実践していきたいと考えています。

なお、感染症などまん延時など、学生の実習にリスクが伴う場合は社会情勢や医療体制に則り、実習を中止することがあります。

1. 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、利用者・家族の同意を得て行います
2. 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に教員や看護師の助言・指導を受け、実践可能なレベルにまで技術を習得させてから臨ませま

す

3. 利用者・家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、いつでも教員や看護師に直接たずねることができます
4. 利用者・家族は、学生の実習に同意した後も、学生が行う看護援助に対して無条件に拒否ができます。拒否したことを理由に看護および診療上の不利益な扱いは受けません
5. 学生は、実習を通して知り得た利用者・家族に関する情報については、学習目的以外でこれを他者に漏らすことがないように、学校と協力しプライバシーの保護に留意させます

看護学生の実習について

(同意する ・ 同意しない ・ 条件によって同意する)

14. 開示について

- (1) ご利用者またはそのご家族の求めに応じて、サービス提供記録などの開示をいたします
- (2) ご利用者またはそのご家族の求めに応じて、事業計画、財務内容の開示をいたします

15. 苦情相談窓口

ご利用者からの相談や苦情があった場合、迅速に状況を把握し、事業所で検討いたします。検討した結果をご報告し、改善や再発防止に努めます。解決が困難な場合は、関係機関に相談させていただきます。

個人情報兼 苦情相談窓口	担 当 者
受付時間	午前8時30分から午後5時30分
電話	0563-56-8511

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	東海北陸厚生局	電話番号 052-228-6179
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-
	西尾市役所 (代表)	電話番号 0563-56-2111

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご

了解ください。

・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 車を使用し訪問いたします。車を止めても良い場所を予めお知らせください。
- (5) 居室以外にもサービスに必要な場所への立ち入りを了承いただきますようお願いいたします（感染防止のため手洗いができる場所を教えてください）
- (6) 毎月訪問看護報告書と計画書を作成いたします。ご一読いただきましたらサインをお願いいたします。ご不明点は担当看護師までお問い合わせください。
- (7) 情報共有のためノートを1冊準備させていただきます。災害時避難所へ行かれる場合は持参いただきますようお願い申し上げます。
- (8) 前後の利用者様の状況や緊急訪問などのため訪問時間に変更になる場合がございます。**10分以内のずれの場合は連絡できない場合もございます。**ご了承ください。大幅な変更の場合はご連絡いたします。ご協力をお願い申し上げます。
- (9) 緊急時の電話対応は看護職以外が電話を受ける場合がございます。緊急である旨をお伝えいただく事で看護師より折り返しさせていただきます。
- (10) アロマセラピーの適応がある場合、アロマオイルを用いることがあります（必ずではありません）。アロマセラピーの適応であっても、アレルギーや好みなどでアロマオイルの使用を控えてほしい場合はお申し出ください
(使用してよい ・ 使用しないでほしい ・ オイルの種類による)

指定訪問看護 利用料一覧

(1) 訪問看護の利用料

【医療保険適用分】

<訪問看護基本療養費>

サービス種別		金額
在宅患者訪問看護・指導料	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
在宅患者訪問看護・指導料 (准看護師の場合)	週3日まで	5,050円
	週4日以降	6,050円
同一建物移住者訪問看護・指導料【3人以上】	週3日まで	2,780円
	週4日以降	3,280円
同一建物移住者訪問看護・指導料【3人以上】 (准看護師の場合)	週3日まで	2,530円
	週4日以降	3,030円
外泊日 (管理療養費なし)		8,500円
難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500円
	1日に3回以上	8,000円

緊急訪問看護加算（1日につき、診療所・在宅医療支援病院の指示）		月14日目まで	2,650円
		月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算（特別な管理を必要とする利用者、特別指示の時）		5,200円	
複数名訪問看護加算	看護師等と訪問（週1回）		4,500円
	准看護師と訪問		3,800円
	看護補助者と訪問	週1回	3,000円
		1日1回	3,000円
		1日2回	6,000円
		1日3回以上	10,000円
早朝・夜間加算		2,100円	
深夜加算		4,200円	
訪問看護管理療養費（月の初回訪問）		10,030円	
（2日目以降）		3,000円	
24時間対応体制加算		6,800円/月	
特別管理加算		2,500円/月	
重症度などの高い利用者		5,000円/月	
退院時共同指導加算 （特別管理加算対象者）		8,000円/回 （+2000円）	
退院支援指導加算（長時間の場合状況により）		6,000円（8,400円）	
在宅患者連携指導加算（月1回限り）		3,000円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （月2回限り）		2,000円/回	
訪問看護情報提供療養費1～3		1,500円/月	
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円	
訪問看護ベースアップ評価料（I）		780円/月	

（2）交通費

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

区分(片道の距離)	交通費
3.5km未満	600円
3.5km以上4.5km未満	700円
4.5km以上5.5km未満	800円
5.5km以上6.5km未満	900円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は別途	

（3）その他の費用

ご利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品等の費用はご利用者の負担になります。また、ご利用者に対し、当施設の看護職員が死後の処置を実施した場合は、処置料10,000円（税別）をいただきます。

(4) キャンセル料

利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、サービスの提供を中止、変更することができません。利用予定の時間30分前までに事業者にお申し出ください。利用予定時間までにお申し出がない場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

利用予定の時間30分前までにお申し出がなかった場合 一律 実費 3,000円

(5) 支払い方法

訪問看護利用月の翌月15日前後に請求書を郵送させていただきます。請求書をご確認後25日までに引き落とし指定の口座にご利用料金のご用意をお願いいたします。

【例】指定口座引き落とし：翌月の26日（金融機関休業日は翌営業日）引き落とされます。

*手続きに時間がかかった場合、請求作業に不備があった場合などは2か月分まとめて引き落としさせていただく場合がございます。ご了承ください。

以上の内容に同意いただける方は契約の手続きをさせていただきます。

契約書

____様（以下「ご利用者」といいます）とやまお訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます）は、事業者がご利用者に対して行う指定訪問看護サービスについて、次の通り契約します。

第1条（契約及びサービス内容）

1. 事業者は、ご利用者をご希望の限り居宅において生活することができるように配慮しながら、医療保険法等の関係法令およびこの契約に従い、医療給付の対象となるサービスを提供します。
2. サービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第2条（重要事項説明書の準用）

以下の本契約に規定されている内容以外の重要事項については、重要事項説明書（本冊子のP1-9）の準用をもって契約の内容とします。

第3条（契約期間）

1. ご利用者のサービスにおける契約期間は次のとおりです。
本契約の有効期間は、契約終結日からご利用者からの契約終了の申し出があるまでの期間とします。

第4条（契約解除）

1. ご利用者からの解約について
 1. ご利用者は当事業者に対し、契約書に添付した「契約解約申出書」を解約する日の7日前までに事業者へ届け出ることによって、この契約を解約することができます。
 2. 次の場合は、ご利用者が事業者に申し出を行うことによって「契約解約申出書」を提出することなしに、この契約をいつでも解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なしに訪問看護サービスの提供を行わない場合
 - (2) 事業者及び従業員が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者及び従業員がご利用者やそのご家族に対して契約をしがたいほど重大な不信行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産、その他事業者がこの契約に定める訪問看護サービスの提供を正常に行えない状況に陥った場合
 - (5) ご利用者の緊急入院など、やむを得ない場合
2. 事業者からの解約について
 1. 当事業者は、事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合など、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して契約終了日の1か月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。
 2. 次の場合は、事業者がご利用者に申し出を行うことによって契約を解約することができます。
 - (1) ご利用者がこの契約に定める利用料金などの支払いを3か月以上滞納し、文書による支払

- 催促を行ったにもかかわらず、催促の日から14日以内にその支払いがなかった場合
(2) ご利用者もしくはご家族(ペット)による契約を継続しがたいほど重大な不信行為、あるいは
スタッフに危害を加える行為がある時は円滑にサービスが提供できなくなります

第5条 (契約の終了)

次の場合には、自動的に契約は終了します。

1. ご利用者が当事業者のサービス提供地域以外に、事前通知なしで移転された場合
2. ご利用者がお亡くなりになった場合

説明年月日 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 愛知県西尾市徳次町明大寺144番地5

事業者名 医療法人秀麗会 やまお訪問看護ステーション

理事長 氏名 山尾 令 印

説明者 氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、(年 月 日) 同意します

24時間対応体制加算の算定に (同意します ・ 同意しません)

私は、説明内容について同意し、事業所と契約を交わします

利用者

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

連絡先 (TEL) _____

*請求書は郵送させていただきます。宛先がご本人以外をご希望の場合は下記にご記入ください

連帯保証人 (又は法定代理人)

氏名 _____ 印

住所 〒 _____

本人との続柄 (_____)

連絡先 (TEL) _____

請求書送付先 (本人 ・ 連帯保証人 ・ 他、以下記入)

氏名 _____

住所 〒 _____

本人との続柄 (_____)

連絡先 (TEL) _____

立 会 人

住所 〒 _____

やまお訪問看護ステーション

【緊急時連絡先】

0563-65-2209

電話対応は看護師以外が対応することもあります。緊急時はその旨をお伝えください。看護師より折り返しさせていただきます

つながらない時

080-1367-2007

(様の担当看護師は です)

*訪問者は担当以外になることもあります。 携帯電話は勤務状況によりつながらないことも あります。ショートメールをご活用ください。 (緊急時は上記番号におかけください)